

工業用水道事業法の解釈について

昭和33年10月27日付
33企局第1809号
通商産業省企業局長

工業用水道事業法は、昭和33年10月24日から施行されたが、同法の解釈については、下記によることとし、その施行に遺憾のないようご配慮願いたい。

記

第2条（定義）

- (1) 「工業用水」とは、工業の用に供する水のうち「水力発電の用に供するもの」および「人の飲用に適する水として供給するもの」を除いたものをいう。

したがって、工業用に用いられる水でもいわゆる上水（上水道によって供給される浄化された水）は、この法律の対象とはならない。逆に、いわゆる上水道によって供給される水でも工業用に供給される原水（浄化しない水）は、本法の対象となる。

また、ここに「工業の用に供する水」とは、工業生産を営む事業所において使用される水をいい、工業の生産過程において直接使用されるもののほか、原料容器の洗浄用、工場内部の清掃用その他の雑用水も含まれることとなる。

なお、下水処理水が工業用に供給される場合は、下水としての終末処理を終えたのち水が「工業用水」となる。

- (2) 「工業用水道」とは、導管によって工業用水を供給するための施設でその供給をする者の管理に属するものの総体をいう。

「導管により・・・供給する」とは、給水をする施設の末端が導管であることをさす。末端以外の部分は導管であることを要しない。また、導管以外のものによる供給、たとえば、開きよ、給水船、給水車等による給水は含まれない。

「その供給をする者の管理に属するものの総体」とは、工業用水を供給する者が管理（共同管理を含む。）している一連の施設をいう。

管理者が同一であっても各施設がまったく別系列をなしているときは、それぞれ別個の工業用水道となる。

- (3) 「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業をいう。

「一般の需要に応じ供給する事業」とは、工業における一般不特定の者に対してその需要に応じて供給することを営業行為として行うものである。①他の需要に応ずるものであるから、工場が自家用のために自ら引水する場合は含まれない。数工場が共同

の工業用水道により引水する場合も同様である。②他に対して供給するものであっても一般の需要に応ずる営業行為とみなされないもの、たとえば、特殊の縁故関係のある相手方に無償あるいは実費をもって給水している場合のように、その供給関係が特定の縁故関係のあることを要件として開始され、継続されており、しかもまったく営利性のないものは対象とならない。③営業として行われるものであっても、工業以外の事業を営む者を相手方として工業用水を供給するもの、つまり、工業用水道事業者に対して工業用水を卸供給する事業は含まれない。「一般」とは、「工業における一般」の意味である。

「一般の需要に応じ・・・」とは、その供給の相手方が一般不特定であることをいうが、一般不特定というのは、必ずしも現に多数であることを要しない。現実には少数であっても他の者から申込みがあったときは、これに応ずる態勢にあるもの、あるいは、給水能力に余裕がないため新規の申込みには応ぜられないが、現在の供給の相手が操業停止、生産縮小等によりその需要を減じたときは、その供給の相手方を変え、あるいは新規の需要に応ずることとなる場合などは、この概念に含まれる。これらは、いわば、観念的には多数の需要に応ずるものといつてよいからである。

なお、地方公共団体の営む事業にあつては、その性格上、特定の相手方にのみ供給を行うべきものではないと考えられるので、現実の供給の相手方の数如何にかかわらず、(それが一社であっても)、一般の需要に応ずるものとみなされる。

(事業の届出及び許可)

第3条「工業用水道事業を営もうとする」とは、工業用水道による給水を営業として行おうとすることである。地方公共団体以外のものについては、工業用水道の布設の工事をする事自体は許可の対象とはならないが、事業の開始を前提としている限り、工事着手前に許可を受けることが望ましい。

第4条「給水区域」とは、工業用水道事業者が工業用水道により工業用水を供給すべき区域をいう。工業用水道事業者は、この給水区域内における工業用水の需要に対して第16条第1項の給水義務をおうことになる。一般の需要に応ずる工業用水道による給水については、この給水区域以外への給水は認められていないから、区域外へ供給する場合は、給水区域の変更として第6条の規定による届出又は許可が必要となる。

なお、給水区域を定めるに当つては、その地域における需要と工業用水道の給水能力とが見合っていることが必要である。それは、必ずしも行政区画によることを要しないが、給水能力に比して不当にせまいかまたはひろいものであつてはならないのももちろんである。

「給水能力」とは、その事業の用にあてられる工業用水道によって工業用水を最終的に供給しうる全体としての能力をいう。

すなわち、①数系列の工業用水道を有するときは、その各々の能力の合計となる。②工業用水道の一部が他の事業(農業水利事業、水道事業等)または自家用の施設と

共用になっている場合は工業用水道事業のための専用施設部分の能力となる。③ 取水から給水までの過程でのろう水その他の損失水量は、給水能力のうちに含まれないことはいうまでもない。

「水源」とは、その工業用水道事業者が直接に取水する水源をいう。河川、湖沼、地下水等のほか、ダム、農業用水路、上水道、他の工業用水道等でその工業用水道事業者以外のものが管理するもの、および下水道の終末処理施設（下水処理水を供給する場合）等が水源となる場合がある。

（許可の基準）

第5条「需要に適合する」とは、現在および将来において工業用水道事業にとって十分な需要が存在すると認められることをいう。水源が量的に限られているためその給水能力が必ずしもその地域における一般の需要に応ずることができないような場合にも、その給水能力に見合う需要が現に存在している限り、この要件に合致するものとする。なお、需要とは、支払能力ある需要のことであるから、水の料金が甚だしく高くなって需要者の負担に耐えないような場合は需要に適合しないものとされる。

「計画が確実である」とは、その工業用水道事業の計画が確実に実施しうるものと認められることをいう。すなわち、給水計画、資金計画、収支見積等が確実であること、水利権の許可等必要な行政庁の許可、関係者の承諾などが確実に得られる見通しがあることなどである。なお、工業用水道に公共用消火せんの設置が期待される場合等には、関係庁と十分な連絡がとられるべきであり、これらの点についての検討も含まれる。

「工事設計が・・・施設基準に適合する」とは、工事設計が第11条に規定する施設基準に照らして、①工事用水の安定した供給を確保するに足る技術的な確実性を有し、かつ、②施設の位置、配列等が効率的であり、その経済性について充分考慮が払われているものであると認められる場合をいう。

「その他・・・工業の健全な発達のため必要であり、かつ、適切である」とは、その地域において工業の発展を図ることが国民経済的に適切であること、給水区域および給水能力の定め方がその地域における工業用水の現在および将来の需要を充分考慮したものであること等をいう。また、その工業用水道事業による工業用水の供給の内容、たとえば、料金等が工業の健全な発達を図るため適切なものであることも含まれる。

（給水能力等の変更）

第6条「・・・事項を変更」することには、届出をし、または許可を受けた後であれば、工事開始前または事業開始前の変更も含まれる。

（事業の休止及び廃止）

第9条「全部又は一部を休止し、又は廃止」するとは、字句的には、全部の休止または廃止と一部の休止または廃止の両者をいうが、一部の廃止は事業の変更となるから第6

条の規定により届出をし、または許可を受けなければならない、この場合かさねて本条の規定による届出をし、または許可を受ける必要はない。事業の「廃止」とは、休止と異なり、永続的にその事業を営む意志がなくなり、施設の売却、撤去等によってそれが客観的に判別できる場合をいい、事業の譲渡も含まれる。「休止」とは、その業務を一定期間休むことで、将来の再開を予定している点で廃止と異なる。

休、廃止による届出をし、または許可を受けるべき範囲は、第4条第1項第2号から第4号までに掲げるところである。

「公共の利益が阻害されるおそれ」とは、その休、廃止によって工場の操業停止等の事態をもたらし、工業生産の発展に看過し難い影響を及ぼす場合等をいう。

(事業の許可の取消)

第10条「事業を開始」するとは、事業の一部の開始（一部給水の開始）をもって足りる。

取り消しうべき場合を「3年以内にその事業を開始しないとき」としたのは、工業用水道の布設に要する通常の期間を考慮して定めたものである。

「正当な理由」とは、当初の資金調達計画がやむを得ない事情により変更された場合、不測の事態の発生によって布設工事が遅延することとなった場合等である。

なお、本条の規定により許可の取消が行われると、事業の開始または再開は不可能となり、もし、事業を開始したときは、第3条第2項違反となる。

(給水業務)

第16条「正当な理由」とは、給水のための施設が完成していない場合、給水能力に余裕がない場合、相手方が料金その他供給規程に定める費用の支払を拒んだ場合、不測の災害によって施設が損壊した場合、給水が技術的にきわめて困難である場合等をいう。

「供給を拒む」とは、新規の給水申込みを拒否する場合および給水契約に定められた条件による給水を確保しない場合の両者をいう。

なお、第2項において、工業用水道事業者は給水区域以外の地域において一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給してはならない旨が定められているが、これは第1項の趣旨から当然のことであり、念のために規定されたものにすぎない。つまり、工業用水道事業者にとって給水区域は、給水することができる区域でもあり、かつ、給水を義務づけられる区域でもあることとなる。もちろん、工業用水道によらない供給、工業以外に対する供給には、給水区域の内外を問わず一切本条の適用はない。

(供給規程)

第17条「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものである」

とは、料金算定の基礎が、能率的な経営を前提とし、妥当な方法によって算定された適正な原価におかれなければならないことを意味する。すなわち、料金は、たんなる原価主義ではなく、非能率的な経営が行われている場合には必ずしも原価が料金算定の基礎とはならない。この意味で、この規定は、料金の適正化を根拠にその経営の能

率化をも要求するものである。

この場合において「原価」とは、施設の償却費、維持管理費、支払利息その他の費用のほか、適正な利潤、および地方公共団体の場合には、施設の建設のため発行された企業債の償還をも考慮して定められることとなる。料金は、この適正原価を基準として定められなければならないが、それは、必ずしも単一料金である必要はなく、不当に差別的でない限り、工業用水道の布設費用およびこれに対する使用者の負担した負担金の額等によって使用者を区分し、その区分ごとに定めることも差支えない。

「工業用水道事業者及び使用者の責任に関する事項」とは、給水の開始、停止、廃止および制限、使用量の認定、工業用水の水質、末端における水圧等に関する事項等をいう。

なお、供給規程以外の供給条件によって供給することについては、とくに明文の規定はないが、工業用水道事業者が一般の需要に応じて工業用水道によって工業用水を供給する場合には、この供給規程によらなければならないのは、もちろんである。工業以外への供給、工業用水道によらない供給、特定の相手方に対する供給等については、供給規程を定める必要はない。

(自家用工業用水道の届出)

第21条「自家用工業用水道」とは、「工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道で政令で定めるもの」とされており、具体的には、工業用水道事業法施行令第2条において定められているが、内容的には、①工場、事業場における自家用のもの、②工業用水道事業者が工業用水を供給する事業（いわゆる卸供給）を営む者の設置しているもの、③工業用水道事業者以外の者が工業に対して工業用水を供給する者（特定の相手方に対し供給を行う者）が設置しているもの等がそれである。

なお、政令では、自家用工業用水道は、一応1日最大給水量が5,000立方メートル以上の工業用水道とされているが、その1日最大給水量の算定にあたっては、海水、他の工業用水道から供給を受ける水及び工業用水法の許可井戸により採取される水の量は除いて考えることとなっている。したがって、海水を供給する施設は全部除かれ、他の工業用水道ないし許可井戸により取水する工業用水道については、当該部分による給水量を除いた自家水源による給水量が5,000立方メートル/日以上であるものが対象となる。